

平成 3 0 年 第 1 回

各務原市議会定例会議案

平成 3 0 年 2 月 2 6 日

目 次

議第 1 号	平成 3 0 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	平成 3 0 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	平成 3 0 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	平成 3 0 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	平成 3 0 年度各務原市下水道事業特別会計予算	別冊
議第 6 号	平成 3 0 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	平成 2 9 年度各務原市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議第 8 号	平成 2 9 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 9 号	平成 2 9 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 1 0 号	平成 2 9 年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 1 1 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 2 号	各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 3 号	各務原市特定空家等審査会条例について	5 頁
議第 1 4 号	各務原市部設置条例の一部を改正する条例について	8 頁
議第 1 5 号	各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第 1 6 号	各務原市国民健康保険条例及び各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について	1 2 頁
議第 1 7 号	各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	2 0 頁
議第 1 8 号	各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について	2 2 頁
議第 1 9 号	各務原市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例について	2 4 頁
議第 2 0 号	各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について	2 6 頁
議第 2 1 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	4 2 頁

議第 2 2 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 6 頁
議第 2 3 号	各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 8 頁
議第 2 4 号	各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	6 1 頁
議第 2 5 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 4 頁
議第 2 6 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	6 6 頁
議第 2 7 号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	6 8 頁
議第 2 8 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	7 0 頁
議第 2 9 号	各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例について	7 2 頁
議第 3 0 号	各務原市小口融資条例の一部を改正する条例について	7 4 頁
議第 3 1 号	各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について	7 6 頁
議第 3 2 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	7 8 頁
議第 3 3 号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	8 0 頁
議第 3 4 号	各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	8 2 頁
議第 3 5 号	工事委託契約の変更について（平成 2 8 年度木曾川小網樋管改築工事）	8 4 頁
議第 3 6 号	財産の無償譲渡について（自動車）	8 5 頁
議第 3 7 号	市道路線の認定について（市道鶉 1 3 9 3 号線ほか 2 路線）	8 6 頁
議第 3 8 号	市道路線の廃止及び認定について（市道鶉 2 6 8 号線ほか 2 路線）	8 9 頁

議第 39 号	各務原市教育委員会委員の任命について	92 頁
議第 40 号	各務原市監査委員の選任について	94 頁
議第 41 号	各務原市公平委員会委員の選任について	96 頁
議第 42 号	人権擁護委員候補者の推薦について	98 頁

議第 1 1 号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

監査専門委員の報酬の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	議会選出の監査委員	月額	35,000円	を
--	-----------	----	---------	---

」

「

	議会選出の監査委員	月額	35,000円	に、
	監査専門委員	日額	16,000円	

」

「

航空宇宙博物館建設推進懇話会	委員	日額	6,500円	を
防災会議	委員	日額	6,500円	

」

「

防災会議	委員	日額	6,500円	に、
------	----	----	--------	----

」

「

生活安全推進協議会	委員	日額	6,500円	を
-----------	----	----	--------	---

」

「

生活安全推進協議会	委員	日額	6,500円	に、
特定空家等審査会	委員	日額	6,500円	

」

「

下水道事業運営審議会	委員	日額	6,500円	を
------------	----	----	--------	---

」

「

下水道事業運営審議会	委員	日額	6,500円	に改
学校運営協議会	委員	日額	1,000円	

」

める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第12号

各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

職員を派遣することができる団体の範囲を明確にするため、この条例を定めようとする。

各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「に規定するもの」を「の法人で市の規則で定めるもの」に
改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第13号

各務原市特定空家等審査会条例について

各務原市特定空家等審査会条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

特定空家等審査会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市特定空家等審査会条例

(設置)

第1条 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に対する措置（同法第6条第2項第6号に規定する措置をいう。以下同じ。）の実施等について、市長の諮問に応じて審査するため、各務原市特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定空家等に該当するか否かの審査に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の実施について意見を述べること。
- (3) 特定空家等に関する施策について意見を述べること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、その範囲において、これを公開することができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第14号

各務原市部設置条例の一部を改正する条例について

各務原市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

行政組織の見直しに伴い、部を再編するため、この条例を定めようとする。

各務原市部設置条例の一部を改正する条例

各務原市部設置条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「市民部」を「市民生活部」に、「環境水道部」を「水道部」に改める。

第2条の表市民部の項中「市民部」を「市民生活部」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 環境保全に関すること。

(7) 廃棄物に関すること。

第2条の表都市建設部の項第5号を削り、同表環境水道部の項を次のように改める。

水道部

(1) 下水道に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第15号

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例について

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

印鑑登録原票の登録事項等から性別を削除するため、この条例を定めようとする。

各務原市印鑑条例の一部を改正する条例

各務原市印鑑条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録について適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

議第16号

各務原市国民健康保険条例及び各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例及び各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、保険料の賦課額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例及び各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

(各務原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会（以下」を「各務原市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会をいう。次条において）」に改める。

第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第9条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療

確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第

1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第10条中「、資産割額」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の45」を「100分の52」に、「基礎控除後の総所得金額等」を「一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等」に改め、「とする。」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の28」を「100分の34」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「100分の17」を「100分の14」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第13条の2中「、資産割額」を削る。

第13条の4を次のように改める。

第13条の4 削除

第13条の5の2第1号中「第13条第1項第4号ア」を「第13条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「退職被保険者」を「法附則第6条第1項の規定による退職被保険者(以下「退職被保険者」という。)」に、「第13条第1項第4号イ」を「第13条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第13条第1項第4号ウ」を「第13条第1項第3号ウ」に改める。

第13条の6中「第19条」を「第19条第1項」に、「54万円」を「58万円」に改める。

第13条の6の2中「減額することになる」を「減額することとなる」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の6の3中「後期高齢者支援金等賦課額」を「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」に改め、「資産割額」を削る。

第13条の6の5を次のように改める。

第13条の6の5 削除

第13条の6の6第1項第1号中「100分の45」を「100分の52」に改め、「とする。」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の34」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号ア中「100分の17」を「100分の14」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第13条の6の7中「資産割額」を削る。

第13条の6の9を次のように改める。

第13条の6の9 削除

第13条の6の11第1号中「第13条の6の6第1項第4号ア」を「第13条の6の6第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第13条の6の6第1項第4号イ」を「第13条の6の6第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第13条の6の6第1項第4号ウ」を「第13条の6の6第1項第3号ウ」に改める。

第13条の7中「減額することになる」を「減額することとなる」に改め、同条

各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の8中「、資産割額」を削る。

第13条の10を次のように改める。

第13条の10 削除

第13条の11第1項第1号中「100分の45」を「100分の52」に改め、「とする。」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「100分の28」を「100分の34」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100分の17」を「100分の14」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「の属する」を「が属する」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同号を同項第3号とする。

第13条の12中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改める。

第18条第1項中「市長に前条第1項」を「市長に同項」に、「申出ることができる」を「申し出ることができる」に改める。

第19条第1項中「54万円」を「58万円」に、「超えるときは」を「超える場合には」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなけ

ればならない」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

附則に次の3条を加える。

(平成30年度分の保険料の算定の特例)

第6条 平成30年度分の保険料の算定については、第6章の規定により算定した保険料の額(第24条第1項の規定による減免を受ける者にあつては、当該減免後の保険料の額。以下この条において「新方式による保険料額」という。)が各務原市国民健康保険条例及び各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例(平成30年条例第 号)第1条の規定による改正前の各務原市国民健康保険条例の規定により算定した保険料の額を基準とし、市長が定めるところにより算定した額(以下この条において「旧方式による保険料額」という。)を超えることとなる場合にあつては、新方式による保険料額から旧方式による保険料額を控除した額に4分の3を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を新方式による保険料額から控除する。

(平成31年度分の保険料の算定の特例)

第7条 前条の規定は、平成31年度分の保険料の算定について準用する。この場合において、同条中「平成30年度分」とあるのは「平成31年度分」と、「4分の3」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。

(平成32年度分の保険料の算定の特例)

第8条 附則第6条の規定は、平成32年度分の保険料の算定について準用する。この場合において、同条中「平成30年度分」とあるのは「平成32年度分」と、「4分の3」とあるのは「4分の1」と読み替えるものとする。

(各務原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正)

第2条 各務原市国民健康保険財政調整基金条例(昭和53年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「積立てる」を「積み立てる」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「保険給付費に要する費用に不足が生じた場合、又は特別の理由がある場合」を「国民健康保険事業費納付金(各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)第9条の3第1号イに規定する国民健康保険事業費納付金をいう。)の納付に要する費用及び保健事業に要する費用の財源に充てる場合その他特別な理由がある場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定(目次の改正規定、第1章の章名の改正規定並びに第1条、第2条、第5条第4号、第18条第1項及び第24条の3第2項の改正規定を除く。)による改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第17号

各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

各務原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの
附則第3条を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第11条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2第1項各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。

議第18号

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例について

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市福祉の里条例の一部を改正する条例

各務原市福祉の里条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号ア中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同号ウ中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第8条第6号ア中「第5条第20項」を「第5条第22項」に改め、同号ウ中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第19号

各務原市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例について

各務原市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下この条及び次条において「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）の指定に関する基準を定めるものとする。

(申請者の資格)

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第20号

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
について

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次
のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）

第3章 運営に関する基準（第6条—第31条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）

第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。第15条第28号及び第29号において同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（附則第2項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他

の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規

定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。第18条第1号において同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第13号

並びに第31条第2項第2号イにおいて「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第77号）第24条第

1 項に規定する訪問介護計画をいう。) 等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(1 3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(1 4) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(1 5) 介護支援専門員は、第 1 3 号に規定する実施状況の把握(以下この号及び第 3 1 条第 2 項第 2 号エにおいて「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。

(1 6) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第 2 8 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第 2 9 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(1 7) 第 3 号から第 1 2 号までの規定は、第 1 3 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(1 8) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければ

ばならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、個人情報に配慮し、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（1）正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（2）偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（1）事業の目的及び運営の方針

（2）職員の職種、員数及び職務内容

（3）営業日及び営業時間

（4）指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるように、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示等)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に定めるもののほか、インターネットを利用して同項に規定する重要事項を閲覧に供するよう努めなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の

内容を当該市町村に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第3条、第2章及び前章（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く」とあるのは「基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう）」と、「（居宅介護サービス計画費）」とあるのは「（同項に規定する特例居宅介護サービス計画費）」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「同条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

議第 2 1 号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

介護保険料額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（保険料額）」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

（6）次のいずれかに該当する者 7万560円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下この項において同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

（7）次のいずれかに該当する者 7万6,440円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

（8）次のいずれかに該当する者 8万8,200円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 9万9,960円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 10万5,840円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 11万1,720円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 12万3,480円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 13万5,240円

第4条第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条第1項及び第2項中「月割り」を「月割」に改め、同条第3項中「(1)」を「同号イ(1)」に、「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イの規定(以下この項において「被保護者等該当規定」という。)」に、「令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した」を「月割により算定した該当するに至った被保護者等該当規定による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が当該該当するに至った日において課されていた保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。

第12条ただし書中「(昭和25年法律第226号)」を削り、「すべてが同法第317条の2第1項」を「全てが同項」に改める。

附則第9条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び第6条第3項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

共生型地域密着型サービスに関する基準を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 を
」

「
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第59条の21・第59条の22）
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 に、
」

「第59条の21・第59条の22」を「第59条の23・第59条の24」に、「第59条の23・第59条の24」を「第59条の25・第59条の26」に、「第59条の25・第59条の26」を「第59条の27・第59条の28」に、「第59条の27—第59条の38」を「第59条の29—第59条の40」に改める。

第1条中「いう。）」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項中「第3条の4第2項」を「第3条の4第2項本文」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（基準省令第3条の4第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項第6号中「及び第82条第6項」を「、第82条第6項及び附則第7項」に改め、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第14条中「第59条の28」を「第59条の30」に、「第59条の29」を「第59条の31」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「4月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項中「第6条第2項」を「第6条第2項本文」に改め、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（基準省令第6条第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の38中「第59条の34」を「第59条の36」に、「第59条の26第4項」を「第59条の28第4項」に改め、第3章の2第5節第4款中同条を第59条の40とし、第59条の33から第59条の37までを2条ずつ繰り下げる。

第59条の32第3項中「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の34とし、第59条の28から第59条の31までを2条ずつ繰り下げる。

第59条の27第1項中「第59条の34」を「第59条の36」に、「第59条の32第1項」を「第59条の34第1項」に、「第59条の35第1項」を「第59条の37第1項」に改め、同条を第59条の29とする。

第3章の2第5節第3款中第59条の26を第59条の28とする。

第59条の25中「9人以下」を「18人以下」に改め、同条を第59条の27とする。

第3章の2第5節第2款中第59条の24を第59条の26とし、第59条の23を第59条の25とする。

第3章の2第5節第1款中第59条の22を第59条の24とする。

第59条の21中「前節」を「第4節」に、「第59条の31第1項」を「第59条の33第1項」に改め、同条を第59条の23とする。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の21 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活

介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定

自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の22において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の22において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第3章の2第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4

項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の22において準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の22」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の22において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の22において準用する第59の17第2項」と読み替えるものとする。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に改め、「平成11年厚生省令第39号。以下」の次に「この項において」を加え、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防条例）」を「及びサテライト型指定介護予防小規模多機

能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例）に改め、「において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を」の次に「、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を」を加え、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「、当該本体事業所」を「当該本体事業所」に、「、当該登録者」を「当該登録者」に改め、「指定看護小規模多機能型居宅介護を」の次に「、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

（5）介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第191条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小

規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を「あつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第202条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第4項中「次項」を「附則第6項」に、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

7 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

8 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31

日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 23 号

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員に関する基準等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第24号

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

指定介護予防支援の具体的取扱方針に関する基準等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条
例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「であること」の次に「、利用者は複数の指定介護予防サービス事
業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。第16条第
1項及び第33条第8号エにおいて同じ。）等を紹介するよう求めることができるこ
と」を加え、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3
項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同
項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同
項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第
7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、
利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生
じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求め
なければならない。

第31条第2項第1号中「第29条の2第8項」を「第29条の2の2第8項」に
改める。

第33条第9号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本と
しつつ、」を加え、同条第12号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及
び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」
という。）第76条第2号」を「岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備
及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第78号）第74条第
1項」に、「指定介護予防サービス等基準において」を「同条例において」に改め、
同条第13号中「指定介護予防サービス等基準」を「岐阜県指定介護予防サービス等

の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第16号イ中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第25号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 26 号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 27 号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

消防法令に重大な違反のある防火対象物に係る公表制度を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに当該公表の手續は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 28 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表10の項第2号ウ中「53万円」を「57万円」に改め、同号エ中「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万円」を「649万円」に改め、同号オ中「113万円」を「118万円」に、「134万円」を「141万円」に、「150万円」を「158万円」に、「183万円」を「194万円」に、「214万円」を「226万円」に、「435万円」を「455万円」に、「557万円」を「582万円」に、「677万円」を「707万円」に改め、同号カ中「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同表14の項第1号ウ中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」に改め、同号エ中「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万円」を「343万円」に、「406万円」を「419万円」に、「465万円」を「480万円」に改め、同号オ中「910万円」を「932万円」に、「1,240万円」を「1,260万円」に、「1,700万円」を「1,730万円」に改め、同表15の項ア中「31万円」を「32万円」に、「43万円」を「46万円」に、「72万円」を「75万円」に、「96万円」を「102万円」に、「121万円」を「130万円」に、「295万円」を「315万円」に、「362万円」を「387万円」に、「417万円」を「446万円」に改め、同項イ中「266万円」を「269万円」に、「319万円」を「323万円」に、「479万円」を「483万円」に改め、同表19の項第8号イ中「180円」を「160円」に改め、同号ウ中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同号エ中「90円」を「80円」に改め、同表20の項第13号中「1万9,000円」を「1万7,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第29号

各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例について

各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の計画期間が満了するため、この条例を定めようとする。

各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例
各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成25年条例第31号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に廃止前の各務原市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)の適用を受けた工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場(次項の既存工場等を除く。)については、旧条例第3条の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から10年間、なおその効力を有する。
- 3 旧条例第3条の表の区域の範囲に掲げられた区域に存する旧条例附則第2条第1項の既存工場等については、同条の規定は、施行日から10年間、なおその効力を有する。

議第30号

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例について

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

小口融資の貸付限度額等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市小口融資条例の一部を改正する条例

各務原市小口融資条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「引続き」を「引き続き」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の課税がある者又は地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による障害者控除額、寡婦控除額若しくは寡夫控除額を控除されたことにより市民税が非課税である者

第4条第1項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

(4) 市税を滞納していない者

第6条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 貸付限度額 1 中小企業者につき2,000万円以内（協会が保証する他の融資を受けている場合にあつては、2,000万円から当該融資の元本の残高（根保証の場合は融資極度額）を控除した額以内）

第6条第4号中「96月以内」を「120月以内」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 不動産担保 不要

第6条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 連帯保証人 原則として不要。ただし、協会が必要と認める場合を除く。

第6条に次の1項を加える。

2 前項第7号ただし書に規定する場合の連帯保証人は、市税を滞納していない者でなければならない。

第7条第1項中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同条第2項中「前条第8号」を「前条第1項第9号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に受け付ける申込みに係る融資について適用し、同日前に受け付けた申込みに係る融資については、なお従前の例による。

議第 3 1 号

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

都市公園の運動施設率を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例

各務原市都市公園条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「10平方メートル」の次に「（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第2条の4の次に次の1条を加える。

（公園施設の敷地面積の制限）

第2条の5 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

第23条中「第5条の3」を「第5条の11」に、「第20条、第21条及び第22条」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 2 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域における建築等許可申請手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表16の項第15号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同項第18号中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、

「

公園内等建築物建ぺい率制限特例許可申請手数料

」を「

公園内等建築物建蔽率制限特例許可申請手数料

」に改め、同項第39号中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、
「

地区計画等区域内建築物建ぺい率制限特例認定申請手数料

」を「

地区計画等区域内建築物建蔽率制限特例認定申請手数料

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 33 号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「(る)項」を「(を)項」に、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表の2全域の部用途の制限の項中「(を)項」を「(わ)項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の改正規定（「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議第34号

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

組織の名称を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第32号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第2項中「環境水道部」を「水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議第 35 号

工事委託契約の変更について

平成 28 年度木曾川小網樋管改築工事の委託契約（平成 28 年 3 月 23 日議決・平成 28 年 12 月 22 日・平成 29 年 9 月 27 日契約の金額の変更の議決）中「317,088,073 円」を「310,911,198 円」に変更するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第36号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

1 無償譲渡する財産

自動車（トヨタ自動車株式会社製 メガクルーザー）1台

2 無償譲渡の相手方

各務原市蘇原興亜町5丁目10番地

榎本エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 榎本尚浩

3 無償譲渡の理由

平成14年8月に消防用車両として相手方から寄附を受け、消防用車両として使用してきた自動車につき、当該用途を廃止することに伴い、寄附者である相手方に無償で譲渡するもの

議第 37 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

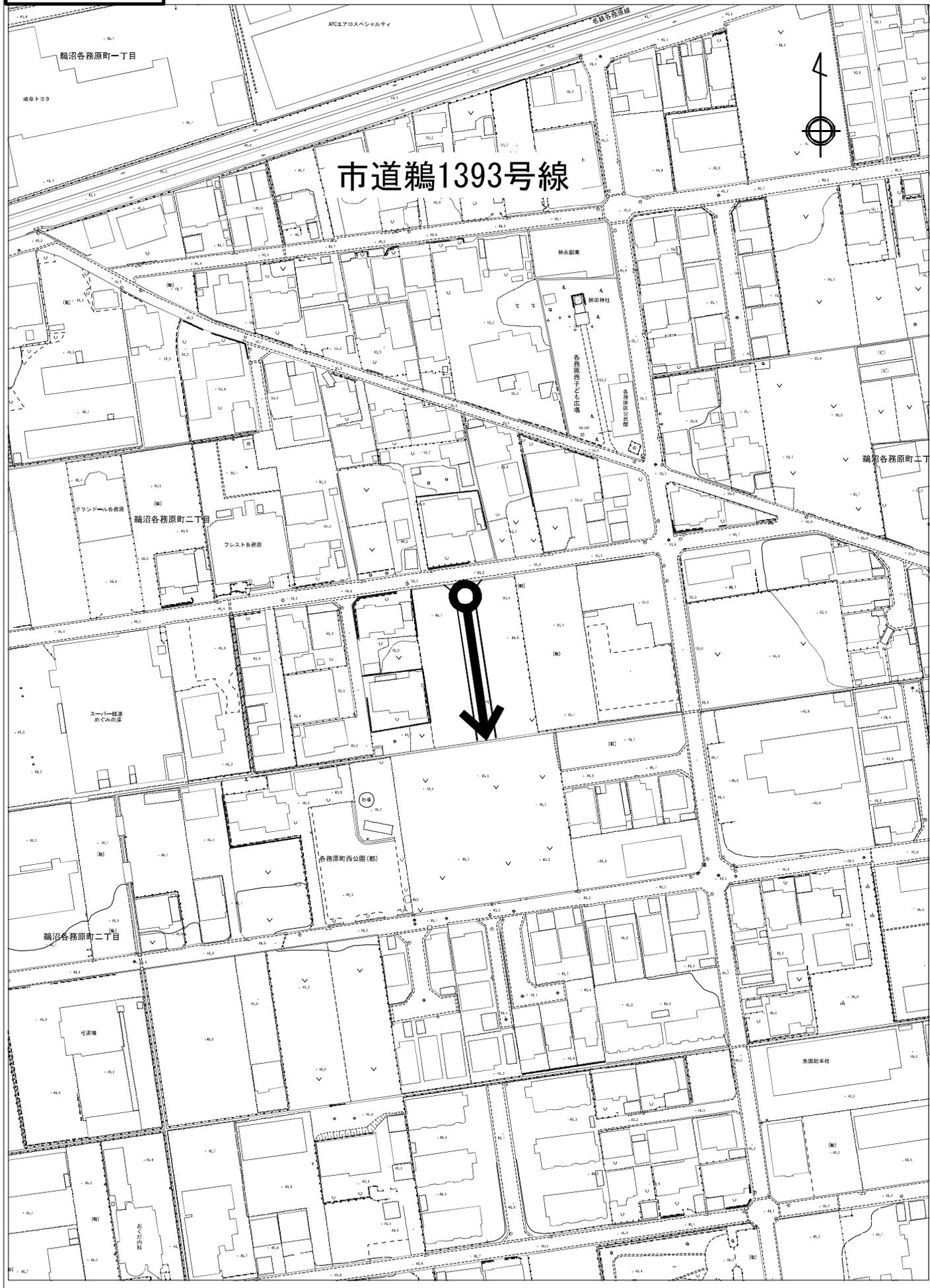
平成 30 年 2 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 3 9 3 号線	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 7 7 番 1 0	地先から
	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 7 7 番 6	地先まで
市道 鵜 1 3 9 4 号線	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 2 0 9 番 5	地先から
	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 2 0 9 番 5	地先まで
市道 鵜 1 3 9 5 号線	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 2 0 9 番 7	地先から
	各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 2 0 9 番 1 1	地先まで





議第38号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

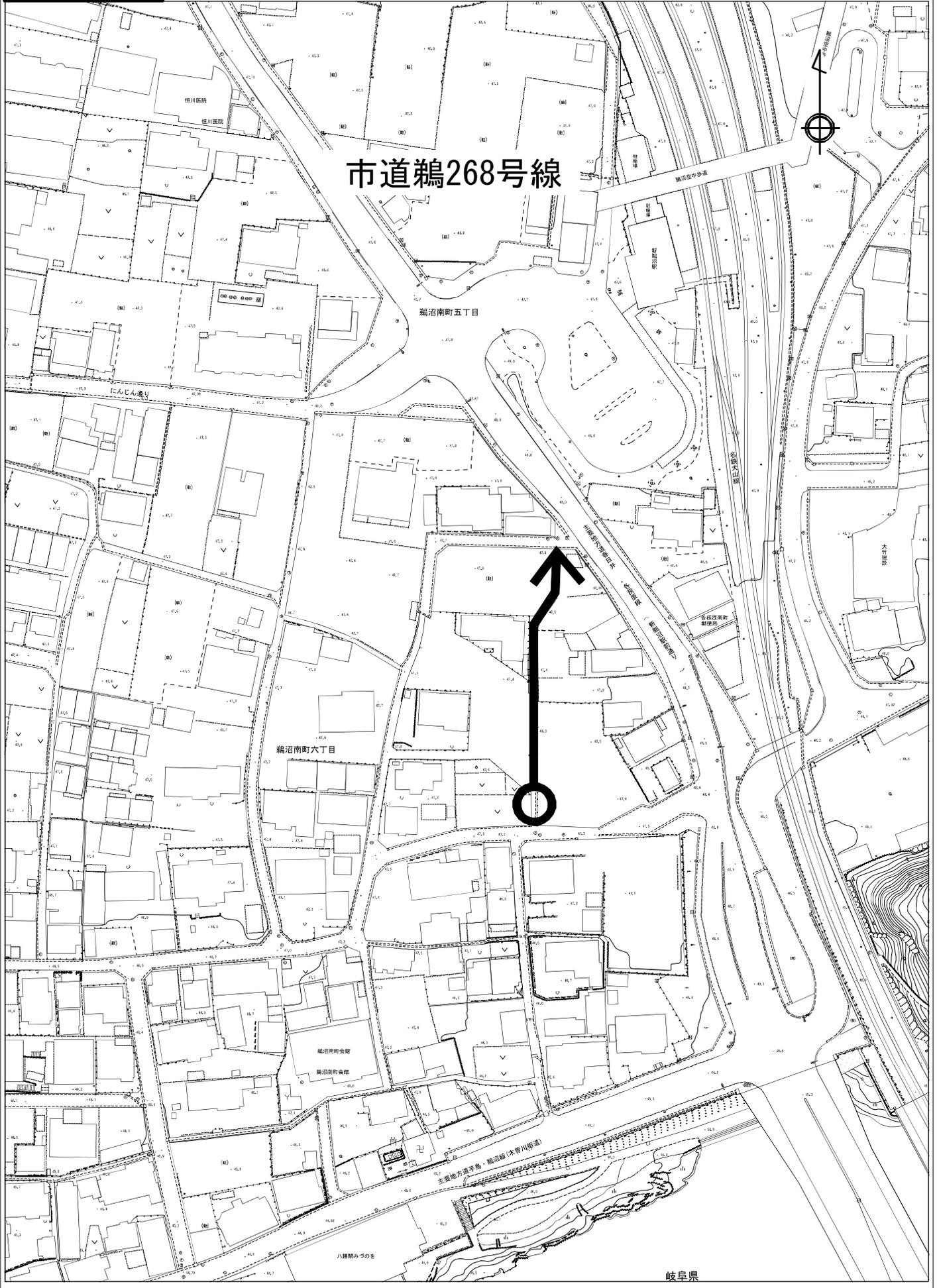
犬山東町線バイパス整備事業に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

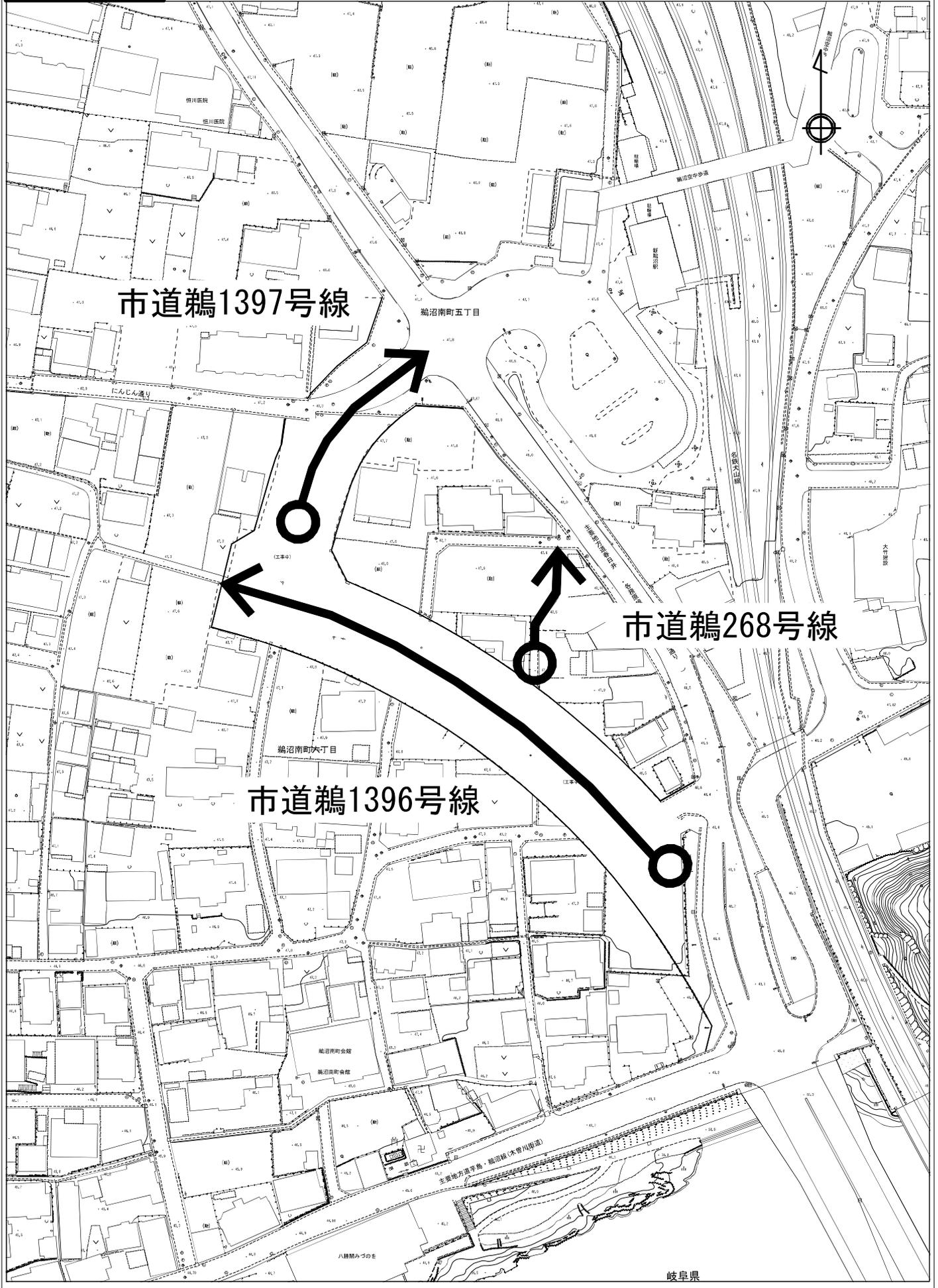
1 廃止路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜 268号線	各務原市鵜沼南町6丁目130番1	地先から
	各務原市鵜沼南町6丁目135番	地先まで

2 認定路線

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜 268号線	各務原市鵜沼南町6丁目134番1	地先から
	各務原市鵜沼南町6丁目135番1	地先まで
市道 鵜 1396号線	各務原市鵜沼南町6丁目172番3	地先から
	各務原市鵜沼南町6丁目33番1	地先まで
市道 鵜 1397号線	各務原市鵜沼南町6丁目14番1	地先から
	各務原市鵜沼南町5丁目59番1	地先まで





議第39号

各務原市教育委員会委員の任命について

各務原市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野健司

住 所 東京都世田谷区成城※※※※※※※※

氏 名 大友克之

生年月日 昭和41年※※月※※日

提案理由

各務原市教育委員会委員大友克之氏の任期が3月26日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第40号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市蘇原野口町※※※※※※※※

氏 名 檜 谷 清 美

生年月日 昭和45年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員松村昌明氏の任期が3月28日に満了するため、その後任に檜谷清美氏を選任しようとする。

議第 4 1 号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加西市場町※※※※※※※

氏 名 前 田 勘 次

生年月日 昭和 2 9 年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員前田勘次氏の任期が 3 月 3 1 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第42号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成30年2月26日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市川島小網町※※※※※※※※

氏 名 苅 谷 里 美

生年月日 昭和34年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員苅谷里美氏の任期が6月30日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

